

## 令和3年小樽市議会第1回定例会

### 市長提案説明

令和3年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

私が市民の皆さんから御信任をいただき、市長としてのかじ取りをさせていただいてから2年半が過ぎようとしています。

私はこれまで、市民の皆さんと対話を重ねるとともに、様々な機会を通じて寄せられる御意見に耳を傾けることで、市民ニーズや市政を進める上での課題の把握に努め、その解決に向け真摯に取り組んでまいりました。

そのような中、昨年1月に国内で感染者の1例目が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界で猛威を振るい、今もなお事態の収束が見通せない状況にあり、本市においても感染事例が後を絶たず、複数の感染クラスターが発生し、多数の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。

感染拡大の防止や地域経済の再生への対応を進めていくたびに、未来を見据えた強い地域社会を目指していくことが必要であると考えてきました。

市長任期の後半に入り、これからの1年、まちづくりや課題解決を推進するに当たって、私は、次に申し上げる三つの視点に立ち、全力で市政運営に取り組んでまいります。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症に対応した政策の推進です。

本市が様々な政策を進める上でも、新型コロナウイルス感染症から目を背けることはできません。

全国的な感染状況を踏まえると、医療従事者や65歳以上の高齢者をはじめとする市民の皆さんへのワクチン接種については、感染拡大の抑制に期待が高まるとこ

ろであり、今月5日に関係予算を専決処分させていただきました。

今後、希望する市民の皆さんに一日でも早く接種いただけるよう、体制の確立やその準備に万全を尽くしてまいります。

加えて、国の第3次補正予算を受けて実施する本市の事業について、一部を新年度へ繰越し、感染症の拡大防止と市内事業者に対する事業継続の支援を切れ目なく確実に進めてまいります。

また、病床数の確保のほか、医療提供や検査体制の充実にも引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、本市の経済活動にも大きな影響を与えました。

基幹産業である観光に関連する交通や宿泊、飲食などを中心に、地域経済の冷え込みは計り知れません。引き続き市内事業者の状況把握に努めながら、国の施策などを注視し、必要な支援を講じてまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「教育現場のICT化」への意識が高まり、全国の小・中学校に「1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を整備する「GIGAスクール構想」が急速に推し進められました。

ICTは、今の子どもたちにとって幼少の頃から身近な存在であり、デジタルの特性を生かしながら、学びを支援し、未来を担う人材へと育ててまいります。

二つ目は、本市の人口減少・少子化対策への取組です。

新年度の組織改革により、子育て世代のニーズを捉え、類似事業や関連性のある業務を集約した「こども未来部」を新設します。

新たな命が誕生するまでの妊娠期を安心して過ごし、出産、子育てといったライフステージを行政が支える取組を進めてまいります。

また、市民の皆さんが市役所を訪れる機会が多い福祉分野に関し、一元化した相談窓口を設置することで、困りごとの相談はもとより、各種サービスや手続きがスムーズに行えるように市民目線に立った改革を講じてまいります。

コロナ禍においては、三密の回避や都会にはない雄大な自然を求め、安全・安心、ゆとりといった地方の良さが見直されています。

都会では得難い地方暮らしへの憧れや、密な環境を避けて子育てをしたいといった思いを持っている地方に移住を希望する方々のニーズを的確に捉え、どのようにアプローチすべきかを検討してまいります。

この取組には、政策の即効性が見えにくい場合もありますので、将来像を思い描きながら、長期的な視点で継続的に取り組んでまいります。

三つ目は、近未来・将来を意識した事業の展開です。

私が市民の皆さんにお約束した公約が一つでも多く実現につながるよう喫緊の課題への対応はもとより、中長期的な課題にも対しても、果敢に挑んでまいります。

今年度は常に新型コロナウイルス感染症への対策を意識しながら市政を運営してきましたが、このような状況下においても、まちの将来像を意識し、早急に取り組まなければならない課題があります。

まず、公共施設の再編に関してです。「小樽市公共施設長寿命化計画」において、市民プールを含めた総合体育館、また防災の拠点にもなる本庁舎別館の再整備に当たっては、市民サービスに大きく関わるほか、多額の費用を要することなどを踏まえ、今回の長寿命化計画から切り離れた上で、単独の個別施設計画とし、施設の規模や整備時期をはじめとする方針の策定にスピード感を持って取り組んでまいります。

今後、本市の歴史や文化を通じたまちづくりにおいて重要な、北運河地区にある北海製罐株式会社小樽工場第三倉庫の保全・活用についても、新年度の市政を進めていく上で大きな課題の一つです。

昨年9月にホッカンホールディングス株式会社から今年度内での解体の意向が示されましたが、歴史・文化の継承を推進し、観光を基幹産業としている本市にとりまして、この施設を失ってしまうことは多大な損失となる可能性がありますので、1年間の検討期間をいただきました。

この第三倉庫の保全・活用の検討は、行政だけで解決できるものではなく、市民の皆さんや経済界などにも御参加いただきオール小樽で取り組んでいくことが欠かせません。市民の皆さんや経済界などの御協力をいただきながら、北運河地区のシ

ンボルの施設の活用方策を見出してまいりたいと考えております。

また、小樽看護専門学校の事業継続への支援の道筋をつけていくことも、喫緊の課題として、スピード感を持って対応してまいります。

さらに将来に向けた取組として、小樽港第3号ふ頭及び周辺地域の再開発、北海道新幹線新駅と新駅周辺の整備、JR小樽駅前広場の再整備など、目指すべき将来の姿を見据え、しっかりと道筋をつけてまいりたいと考えております。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

本市はこれまで、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた歳入確保や歳出削減に取り組んでおります。

とりわけ、市税などの歳入動向がコロナ禍により不透明な現状においては、今後の不測の財政需要に備えるため、これまで以上に財政調整基金の確保に努めました。

これらを踏まえ、令和3年度の当初予算編成への基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、歳入につきましては、今年度と比べ、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」が新設されることや地方交付税と臨時財政対策債を合わせた「実質的な交付税」は微増となるものの、市税では新型コロナウイルス感染症などの影響により個人市民税や法人市民税の落ち込みが見込まれることから、歳入総額は一般財源ベースで減額となる見込みです。

一方、歳出においては、人件費や扶助費などの減少により、歳出総額は一般財源ベースで大きく減額となることから、財源不足は今年度の予算編成時に比べ、その額は減少したものの、財政調整基金の取り崩しなどによる財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

当初予算は、収束への先行きが見えない新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、これまで進めてきた財政健全化への取組についても手を緩めることなく、人口減少・少子化対策や地域経済の活性化など喫緊の課題を解決することに

も心掛けてまいりました。

コロナ禍がもたらした行動変容や社会変化にも柔軟に対応した事業を進めながら様々な事態にも備え、ふるさと小樽の将来を志向したまちづくりを進めていく思いを「新たな時代の変化に備え、近未来を見据えたまちづくり」と掲げ、新年度予算全体のテーマとしたところであります。

次に、当初予算案に計上した主な事業の概要について、「第7次小樽市総合計画」の「まちづくり 6つのテーマ」に沿って御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

はじめに、第1のテーマ「安心して子どもを産み育てることのできるまち」についてであります。

まず、子育て支援に関してです。育児支援を必要とする産婦を対象に、平成30年度から実施している産後ケア事業につきましては、これまで実施していたデイケア型サービスのほか、新年度からは利用者のニーズに合わせて助産師が家庭を訪問するアウトリーチ型サービスを実施するとともに、この度の組織改革に合わせ、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の妊産婦の皆さんの悩み事相談のほか、全ての子どもとその家庭の様々な相談への対応窓口を集約し、切れ目なく支援を継続してまいります。

また、杉の子保育園が行う屋根や外壁工事に係る経費の一部を補助するほか、ひとり親家庭や経済的に不安のある世帯への学習や生活支援につきましては、今年度受講した中学校3年生が新高校1年生となる新年度においても、試行的に受入れを行います。

学校教育に関しましては、経済的理由によって、就学が困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助について、これまでの支援に加えて新年度からPTA会費への援助を開始します。

また、国におけるGIGAスクール構想が推進される中、本市においても教育に

におけるICTの活用を一層進めるため、各学校のインターネット回線の増強とセキュリティ対策を実施するとともに、令和6年度からのデジタル教科書の導入に向けて、指導者用デジタル教科書の活用を研究する学校を指定し、活用方法や教育強化を市内の小・中学校に普及するなど準備を進めてまいります。

学校施設については、塩谷小学校の耐震補強や銭函小学校のトイレの洋式化などを実施するほか、忍路中央小学校の耐震補強工事に向けた実施設計を行い、児童生徒の安全確保と老朽化対策を進めます。

このほか、公立と民間の保育所と小・中学校において、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な消毒液や液体せっけんなどを整備し、感染防止に向け万全を図ってまいります。

次に、第2のテーマ「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」についてであります。

はじめに、昨年12月の第4回定例会において議論させていただいた「ふれあいパス」につきましては、事業を持続可能とするため、新年度からバス乗車の「ふれあい回数券」について、年間購入限度を12冊として見直しすることとしました。

また、障害のある方やその御家族からの緊急時の相談に、24時間365日いつでも対応できるよう、相談支援体制を強化します。

健康づくり施策の推進といたしましては、国保加入者の特定健康診査の受診率向上のため、今年度と同様に、5月から10月までの早期受診者全員にQ.U.Oカードを贈呈するほか、新たに課税世帯の自己負担額を無料といたします。

さらに、後期高齢者医療制度へ加入されている方も、国保加入者同様に拡充し、新年度からは課税世帯の自己負担額を無料にいたします。

このほか、新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで短時間で数多くの検体処理ができる検査機器を導入するなど増強を図ってまいりましたが、引き続き必要な試薬や消耗品を確保し、この体制を維持してまいります。

また、発熱者の受診や相談に対応するため、昨年11月に設置した24時間電話相談対応の「受診・相談センター」を継続して設置します。

次に、第3のテーマ「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」についてであります。

はじめに、森林整備に関しましては、森林環境譲与税を活用した施策として、今年度策定した森林整備に関する「意向調査実施計画」に基づき、「経営管理集積計画」を策定するとともに、旭展望台を訪れる皆さんが安心して利用できるよう、周辺の環境整備を継続して進めるほか、道産木材の活用を目的とした、おたる自然の村の木製アスレチック遊具の更新などを行います。

水産業については、生産量の安定化を図るため、ホタテガイ養殖漁業に係る水温リモート装置等の設置費用を小樽市漁業協同組合に対して補助を行うほか、今年度から開始した新しい水産加工品の開発に関して、新年度はテスト販売やマーケティングサポートを実施するとともに、小樽産水産物の知名度を生かした流通・販売促進への取組を支援してまいります。

中小企業者への取組としましては、新たな販路を開拓するため、市内の食料品関係事業者を対象とした、全国規模の商談会への出展に対して支援するほか、全国的に後継者不足などにより廃業を選択する事業者の増加が懸念されていることから、事業承継に係る支援制度の周知や意識啓発に努めてまいります。

また、企業誘致の推進に関しましては、首都圏で開催される産業展やビジネスフォーラムへの出展のほか、今年度実施した「企業誘致サポート事業」のアンケート結果を基に企業訪問を実施し、立地環境等のPRなどを積極的に取り組んでまいります。

観光振興に関する取組としましては、コロナ禍に置かれた今は、これまで進めていた海外からの誘客を見込むことは厳しい状況であり、感染症の収束を見据え、将来の本市を思い描きながら、国内に力点を置いた誘客対策を検討していく必要があることから、外国人観光客と国内からの観光客を別々のターゲットとして、それぞれに合ったプロモーションを実施してまいります。

小樽港につきましては、老朽化した第3号ふ頭の長寿命化と大型客船の接岸を可能とするための岸壁改良工事の継続や、上屋跡地への駐車場整備を進めるほか、今

年度、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となったクルーズターミナル機能の整備に向け実施設計に着手するなど、受入環境の充実を図るとともに、市民の皆さんや観光客の方々が集う空間として、ふ頭基部の緑地整備に向け実施設計を行います。

また、老朽化した色内ふ頭護岸の機能回復や延命化のため、護岸改良工事を継続します。

このほか、小樽港の将来に向けた開発の方針や、港湾施設の規模などを定める港湾計画を改訂してまいります。

次に、第4のテーマ「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」についてであります。

効率的な除排雪の実施につきましては、昨年12月に策定した「小樽市雪対策基本計画」に基づき、冬期間の市民生活と経済活動に支障をきたすことがないように、老朽化したロードヒーティング施設を計画的に更新するとともに、これまで同様にバス路線や主要な通学路等を優先した除排雪に取り組み、予防保全的に早めの作業を計画的に実施することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

新幹線を活用したまちづくりでは、現在、新小樽（仮称）駅の開業効果を活用したまちづくりを進めるため、官民一体となってアクションプランの策定を進めていますが、新年度は新駅の利用者増加に向けた調査研究と戦略検討を重点的に推進してまいります。

また、市が主体となって整備する新駅周辺駐車場等について、概略設計や検討業務を開始いたします。

効率的なまちづくりに関しましては、市内の中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定を進めるとともに、市内バス路線の維持及び確保のため、乗合バス事業者に対して補助を実施し、公共交通の維持に努めてまいります。



私たちが安全で安心して暮らしていくためには、日頃からの「備え」が大切です。いつ起こるかわからない災害への備えといたしまして、災害備蓄品の強化を図るため、使用期限を迎える備蓄食料品や救急用品の更新を行うほか、新たに液体ミルクを備蓄します。

さらに、津波ハザードマップの増刷や、全国各地で自然災害が多発していることを踏まえ、防災情報をわかりやすく一元化した「防災パンフレット」を発行し、市民の皆さんの更なる防災意識の向上に努めてまいります。

また、新年度に実施する総合防災訓練は、消防庁舎に設ける災害対策本部と訓練現場をモニター等でつなぎ、状況を確認しながら進行するといった、より実践を想定した訓練としての実施を予定しています。

消防力の充実強化に関しましては、高機能消防指令センターの自動出動指令装置などの機器更新を行うとともに、老朽化した災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台と、消防団第7分団に配置している小型消防ポンプを更新します。

次に、第5のテーマ「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

ごみや資源物の収集に関しましては、昨今、様々な家電製品に用いられているリチウムイオン電池等については、これまで本市では収集していませんでしたが、年々、燃やさないごみ等への混入が増加しており、このままでは、北しりべしクリーンセンターにおいて、発火による重大な事故が発生する危険性があるため、新年度から路線収集等の対応を行うことにいたします。

公園整備の推進につきましては、「第2次小樽市公園施設長寿命化計画」の令和4年度策定に向け、施設の健全度調査などを実施するとともに、かもめが丘公園や天神公園などにある老朽化した公園遊具について、利用される地域の皆さんの御意見を踏まえて更新してまいります。

また、都市緑地法に基づき、今後の都市公園の在り方や整備方針などを定める「第2次小樽市緑の基本計画」につきましては、現況調査や策定委員会を開催するなど、令和4年度の策定に向け準備を進めてまいります。

このほか、手宮緑化植物園内にある「緑の相談所」の展示室にテーブルベンチを設置し、どなたでも御利用いただけるよう休憩スペースに改装します。

今年度、校舎を解体した旧緑小学校跡地は、小樽公園周辺の慢性的な駐車場不足を改善するため、当面は駐車場として開放することとし、夜間照明を設置するなど安心して御利用いただけるよう整備を行います。

北海製罐株式会社小樽工場第三倉庫の保全・活用に関しましては、小樽商工会議所や小樽観光協会が主体となって設置した「第3倉庫活用ミーティング」が実施する施設の劣化調査やシンポジウムの開催等に要する経費に対して補助するとともに、本市も活用方策の検討に当たっては、積極的に携わってまいります。

次に、第6のテーマ「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」についてであります。

まず、総合博物館につきましては、小樽ファンを支えるふるさとまちづくり資金基金を活用し、所蔵する鉄道車両の補修を行います。

あわせて、アイアンホース号の安全運行のために必要な修繕を実施します。

また、総合博物館の2階に気象衛星ひまわり8号の画像データを閲覧できる装置を設置します。

美術館につきましては、外壁の補修や塗装工事等の施設の維持補修を行うとともに、利用される方々に対して、優れた美術に接する機会を確保してまいります。

本市を代表する国の重要文化財の旧日本郵船株式会社小樽支店に関しましては、保存・活用を図るため、引き続き耐震補強工事及び保存修理工事を進めます。

また、スポーツの振興に関しましては、後志管内唯一の日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の必要な付帯設備について更新を行います。

その他主要事業といたしましては、子育て支援の強化や福祉総合相談窓口の設置、類似事業や関連性のある業務を集約するための組織改革を行い、こども未来部と福祉保険部の新設や執務室の移転を行います。

昨年3月までJR銭函駅前に設置していた「炎の塔」のモニュメントに関しましては、腐食が進み、再設置が困難になったことから、代替えとなる記念碑を設置します。

公共施設の老朽化対策といたしましては、公共施設長寿命化計画に基づき、令和13年度以降の第2期での建替えを予定している市民会館について、令和3年度から5年間で施設維持のための必要最低限の改修工事を行うこととし、新年度は音響設備の改修工事を行います。

また、今年度から着手した葬斎場の再整備については、新年度では屋根部分の改修を進めるとともに、勤労女性センターにおいては、衛生面に配慮したトイレの整備や、給水管の交換工事を行います。

このほか、市立高等看護学院の旧商業高校への移転に伴う改修を実施します。

また、本庁舎別館と総合体育館の整備方針や建替実施時期を示す個別施設計画の策定にスピード感を持って対応いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しまして、小樽を応援してくださる全国の皆さん、企業の皆さんから心温まる応援メッセージやたくさんの御寄附をいただきました。

また、このような状況においても、市内企業の皆さんが現状を受け止めて新型コロナウイルス感染症と向き合い、常に前向きにこれまでの教訓を生かしながら、感染防止対策や気持ちを盛り立てていこうとする工夫を日々重ね、地域が元気になる取組と逆風を逆手に取った取組を拝見するたびに心を熱くしてきました。

改めて皆さんから、個々人が知恵を絞り、力を合わせることで、どのような難局にも立ち向かっていけるといふ勇気をいただきました。

そして、新型コロナウイルス感染症が収束した時には、コロナ禍前よりも、市内が更に賑わいを増した姿を思い描きながら、疲弊した市民生活と市内経済を着実に回復軌道へ乗せていくための政策を進めてまいります。

私の政治姿勢でもある「対話」を重ね、非常事態にも「備える」ことで、経済と生活が好循環している状況を作ってまいりたいと思いますので、今後とも議員各位

の御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程されました各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第13号までの令和3年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和3年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、固定資産税で増収が見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、個人市民税、法人市民税などで減収が見込まれることから、2.2パーセント、3億970万円減の135億120万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、3.4パーセント、1億100万円減の29億800万円を見込みました。

地方特例交付金のうち、令和3年度のみ措置される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、3億7,660万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、0.1パーセント、1,900万円増の163億1,800万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が2.1パーセントの減、扶助費が3.1パーセントの減となりましたが、公債費において、地方税の徴収猶予の特例制度による一時的な減収を埋めるための特例債を償還することから、6.6パーセントの増となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を1.1ポイント上回る56.1パーセントとなりました。

行政経費につきましては、発熱者の受診・相談センター設置継続に係る費用や、

ふるさと納税の寄附額の増加に伴うふるさと納税関係経費の増などに伴い、3.9パーセントの増となりました。

建設事業費につきましては、小中学校の校内通信ネットワーク整備事業や消防署手宮支署の建設事業が終了したことなどにより、30.2パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、他会計や基金からの借入金を計画どおりに償還してきたことや、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより、2.2パーセントの減となりました。

維持補修費につきましては、旧緑小学校解体事業費の減などにより、9.8パーセントの減となりました。

繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、住宅事業、水道事業及び下水道事業分が減となりましたが、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業、簡易水道事業分で増となり、全体では2.9パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症による受診控えの傾向などにより、保険給付費が2.1パーセント減の103億840万円となるほか、特定健康診査等の保健事業拡充などにより、総務費が6.9パーセント増の3億8,084万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、国保事業費納付金の減や保険料率賦課割合の変更による軽減額の増で、保険料の総額は12.6パーセント減の16億8,037万円と見込みました。一方で、道及び市一般会計からの保険料軽減分の補填増により、一般会計繰入金は4.0パーセント増の11億2,558万円を見込みました。また、賦課割合変更による保険料激変緩和のため、基金繰入金を1億6,743万円計上しました。

住宅事業におきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、3年に一度の計画の策定に伴い、これまでの利用

実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は介護報酬改定などにより1.9パーセント増の138億9,782万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.2パーセント減の7億3,893万円となりました。なお、介護用品助成事業に係る国の支給要件変更により対象外となる既存利用者への激変緩和措置のため、市町村特別給付費を新設いたします。

また、保険料は5.4パーセント減の26億5,125万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料16億198万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億7,748万円及び事務費4,541万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ9,470万円の増となりました。これは主に、徴収する保険料が制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床を確保しながらの運営を余儀なくされていることから、医業収益が大きく減少するなど、甚大な影響を受けているところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、先行きが不透明な状況ではあります。令和3年度においても、病院局職員が一丸となって、より一層の経営改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供を維持しながら、地域の基幹病院としての責務を果たせるよう努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するため、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても、引き続き、資金余剰となる見込みですが、新型コロナウイルス感染症による影響から給水収益の減収が予想されるため、今後とも更なる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や污水管などの老朽化した施設を更新するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても、引き続き、資金余剰となる見込みですが、水道事業

と同様に下水道使用料の減収が予想されるため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量増加が見込まれるため、手数料収入を増とする一方、老朽化した流出防止えん堤の改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、今年度に引き続き配水ポンプ所の老朽化した設備の更新を進めてまいります。

なお、今年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業の工事が着手され、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和3年度末においても過不足は生じない見込みであり、今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、令和3年度の財政規模は、一般会計では562億3,685万9,000円、特別会計では320億3,910万円、企業会計では258億3,266万3,000円、全会計では1,141億862万2,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で3.3パーセントの減、特別会計で0.4パーセントの減、企業会計で1.0パーセントの減となり、全会計では2.0パーセントの減となりました。

次に、議案第14号から議案第23号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第14号につきましては、一般会計において、既存予算であります防災情報通信設備整備事業費及び保健所体制強化事業費を令和3年度に繰り越した上で事業を実施する必要から、繰越明許費を計上いたしました。これらにつきましては先議をお願いし、年度内に契約手続を行ってまいりたいと考えております。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、国の令和2年度補正予算に対応するため、第3号ふ頭岸壁改良事業費を増額し、所要の経費を繰

越明許費として計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、検査件数の増加に対応するため検査室環境整備事業費を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、市内における保健医療に貢献する看護師の育成を図ることを目的とした看護師養成施設運営支援事業費補助金を計上いたしました。

さらに、決算見込みの精査により、歳出では、扶助費や職員給与費及び今後の執行見込みがない建設事業費などを精査して減額いたしました。

歳入では、減収補填債や、新たに創設された徴収猶予特例債を計上するほか、市税、地方消費税交付金及び財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに9億6,670万円の減となり、財政規模は、738億2,536万2,000円となりました。

次に、議案第16号から議案第19号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第20号から議案第23号までの企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

病院事業につきましては、北海道の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加交付による増額に合わせて、特別減収対策企業債を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

水道事業及び下水道事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水需要の減少を受けて、それぞれ営業収益を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

産業廃棄物等処分事業につきましては歳出科目の振替を計上いたしました。



次に、国において、令和3年1月28日に成立した令和2年度補正予算第3号により増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用する各会計補正予算であります、議案第49号から議案第52号について説明申し上げます。

まず、議案第49号及び議案第50号につきましては、令和3年度の一般会計及び病院事業会計補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものといたしましては、クラスター発生時における訪問診療等の業務の増加に対応するためのクラスター対策事業費や、防護用品の需要急増による品不足に対応する備えとして感染症医療物資備蓄事業費を計上したほか、障害福祉施設や介護保険施設等における新型コロナウイルス感染症発生のリスクを低減するため、新規の入所者及び就労者に対する検査費用の一部を助成する新型コロナウイルス感染症検査助成事業費などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

以上の結果、令和3年度の一般会計における補正額は、歳入歳出ともに3億722万4,000千円となり、財政規模は565億4,408万3,000円となりました。

次に、病院事業会計補正予算につきましては、医療機器等を整備し、感染症患者の重症化への対応や感染防止対策を講じるほか、看護師等の負担軽減を図るため、人員体制を拡充するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第51号及び議案第52号につきましては、令和2年度の一般会計補正予算であります。

まず、議案第51号につきましては、市内事業者の事業継続を支えることを目的とした事業継続支援事業費、宿泊業事業継続緊急支援事業費及び公共交通事業者等追加支援事業費を計上したほか、新型コロナウイルス感染症患者の入院などの受入れに応じていただいた医療機関等へ協力金を支給する感染症患者受入医療機関等協力金支給事業費などを計上するとともに、令和3年度に繰り越した上で事業を実施する必要があるものにつきましては、繰越明許費を計上いたしました。

これらの支援につきましては、コロナ禍が長引いている状況に鑑み、早期の事業着手が必要なことから先議をお願いするものであります。

次に、議案第52号の主なものといたしましては、感染症患者のケアに従事した医師や看護師に支給する手当などを助成する感染症対応医療機関支援事業費補助金の増額や、感染リスクを最小限にしながら、円滑に教育活動を継続することを目的とした学校教育活動継続支援事業費などを計上したほか、臨時交付金を最大限に有効活用するため、これまでに充当してきた事業について、予算執行状況を精査し、減額補正を計上いたしました。

また、年度内に完了しない見込みである事業につきましては、繰越明許費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、国庫支出金、道支出金及び繰入金を計上いたしました。

以上の結果、令和2年度の一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億686万8,000円の増となり、財政規模は742億3,223万円となりました。

続きまして、議案第24号から議案第47号までについて説明申し上げます。

議案第24号 情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、開示請求者の利便性を図る目的で、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 行政手続条例等の一部を改正する条例案につきましては、これまでの法令改正に伴い生じた引用条項のずれを修正するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国から押印廃止の方針が示されたことに伴い、職員のサービスの宣誓における宣誓書の押印を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、時間外勤務手当等の算定基礎額に寒冷地手当を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法施行令の一部改正に伴う手数料の新設及び廃止、建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等並びに小樽市船員法に基づく事務等に関する条例を新たに制定することに伴う手数料の新設を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、こども発達支援センターを移転するものであります。

議案第31号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法等の一部改正により、法令に廃業の届出義務等が規定されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を浄化槽管理士に受けさせることを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象となる所得額等を変更するとともに、保険料の賦課割合及び賦課限度額を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、市町村特別給付として介護用品助成事業を実施するとともに、令和3年度から令和5年度までの保険料の軽減後の額を据え置くこととするものであります。

議案第35号 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令等の一部改正に伴い、改正後の基準省令等のとおり適用することにより、指定地域密着型サービス等事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うこと

などを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定介護予防支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第37号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定居宅介護支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令に定める主任介護支援専門員に対する5年ごとの更新研修の義務付けを反映させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号 屋外広告物条例の一部を改正する条例案につきましては、電気事業法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号 都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、市民が快適に利用できる環境の整備を図る目的で、公園内における禁止行為として、指定した場所以外での火気の使用等を追加するものであります。

議案第41号 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図る必要があることから、商港区内の指定区域において、その振興を目的とする飲食店等の建設を可能とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第42号 船員法に基づく事務等に関する条例案につきましては、北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、海運事業者等の利便性を考慮し、これまで当該事務所で行っていた事務の一部を市が行うに当たり、その事務に

関し必要な事項を定めるものであります。

議案第43号 病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、高等看護学院を移転するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第44号 教育研究所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、教育研究所を移転するものであります。

議案第45号及び議案第46号の工事請負変更契約につきましては、潮見台中学校校舎耐震補強工事及び小樽内橋解体・撤去工事の請負変更契約をそれぞれ締結するものでありますが、年度内の完工に間に合わせる必要があることから、先議をお願いするものであります。

議案第47号 工事請負変更契約につきましては、旧緑小学校解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、本市における新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を抑制するため、2月1日から2月15日までの全期間、休業要請に応じていただいた、市内の酒類を提供する飲食店の事業者の皆さんへ協力金を支給するため、一般会計の補正予算について、令和3年1月29日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、新型コロナウイルスワクチンについて、市民の皆さんが速やかに接種できるよう、体制の整備や接種業務の委託などに係る予算を計上するほか、第4回定例会において増額したふるさと納税関係経費について、想定を上回る寄附をいただき、返礼品の発送経費等に不足が生じる見込みとなり、早急に予算措置する必要があったことから、一般会計の補正予算について、令和3年2月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。